

令和3年度 決算審査特別委員会（令和2年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（企業局、病院局、普通会計総括審査）



委員長名	長尾 トモ子
委員会開催日	令和3年10月18日（月）
所属委員	[副委員長] 矢吹貢一 三瓶正栄 [委員] 西丸武進 宮本しづえ 紺野長人 安部泰男 椎根健雄 渡部優生 伊藤達也 佐藤郁雄 山口信雄 大橋沙織 橋本徹 三村博隆 水野透 江花圭司 渡邊哲也 鈴木優樹 渡辺康平 山内長

- ・ 知事提出継続審査議案第37号：認定
「決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第38号：認定
「令和2年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第39号：認定
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第40号：可決
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・ 知事提出継続審査議案第41号：認定
「令和2年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第42号：認定
「令和2年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月18日（月） 病院局）

宮本しづえ委員

南会津病院において、医師を確保できないことから、外来や入院の医療収入が大きく減少した。特に、南会津病院や宮下病院は僻地医療との重要な役割を担っているため、医師の確保や派遣を優先的に行う必要がある。常勤の整形外科医を半年間も確保できなかったとのことだが、その理由及び今後の対策を聞く。

また、電気事業を一括契約し、経費の節減につながったとの報告があったが、契約相手方及びどの程度の経費節減につながったのか。

病院経営課長

南会津病院及び宮下病院の医師の確保については、保健福祉部及び福島県立医科大学を中心に県地域医療対策協議会で医師の配置等について調整、決定している。県内各病院から医師派遣が依頼される仕組みとなっており、病院局としても独自に医師確保に向けて努力するほか、当該協議会にも働きかけていく。

また、電気事業の契約相手方は最終的に東北電力（株）に決定し、前年度と比較して1,400万円程度削減した。

宮本しづえ委員

特に会津方面は、民間の病院が少なく十分な医療提供体制が整っていないため、福島県立医科大学に優先的な医師確保を依頼してもらいたい。

また、電気事業について、今までの契約相手方も東北電力（株）だったと思うが、一括契約で他社と競争したところ削減されたとのことである。結局、東北電力（株）がもうけを抑えて、単価を低くしたことになる。このようなことが可能であれば、ほかでも経費削減が可能であると思う。

矢吹病院の児童思春期外来は、全国的に知られており期待が大きく、患者は前年比で500人以上増加している。しかし、外来診察の待機時間が長時間に及ぶことが問題になっていたが、改善されているのか、あるいは患者が増加したことによってさらに長時間に及んでいるのか。

病院経営課長

児童思春期外来の予約は現在5か月待ちである。非常勤を含め、児童思春期外来専門の医師確保に努めているが、患者が増加していることもあり、現在は相談があった時点でまず心理士等が話を聞き、緊急性がある場合は早急に医師につなぐ等の対応をして、少しでも早く治療できるよう努力している。

宮本しづえ委員

前は3か月待ちと聞いたが、現在は5か月とのことであり、専門の医師を増やすことが重要であるが、その見込みはあるのか。

病院経営課長

今年度から、東京慈恵会医科大学の児童精神医学の専門医師に来てもらい、体制強化を図っている。この医師のネットワーク等を活用しながら、新たな医師の招聘に向けて働きかけている。今後もそのような取組を進めて、少しでも多くの医師確保に努めていく。

橋本徹委員

調査資料23ページ、令和元年度決算審査特別委員会意見に対する処理状況の2、未収金の早期回収について、「本委託において回収ができなかった困難な事案については、平成31年1月から別の弁護士法人へ再委託するなど、回収率の向上に努めている。」とあるが、どのような理由から別の弁護士法人へ再委託することにしたのか。

病院経営課長

一定期間が過ぎた回収困難な事案については、弁護士法人に一時委託し、督促文書や電話等で回収に努めてもらう。それでも回収できなかった案件で、なお回収見込みのある案件については、別の法人にも依頼している。

橋本徹委員

別の弁護士法人に委託することによって費用が発生すると思うが、それに見合った効果は出ているのか。

病院経営課長

委託料を支払っているわけではなく、あくまでも回収した実績に見合った手数料を支払っている。

橋本徹委員

昨年度、大野病院の外観を目視調査し、今年度は躯体を調査していると思うが、現在、どの程度使用できる見通しがあるか。

病院経営課長

昨年度実施した外観の目視調査では、特に異常は確認されなかった。今年度は、外壁の打診調査や躯体の劣化調査を実施しているところであり、亀裂やひび割れが発生していた。また、電気や機械設備等は10年間全く起動していないため、どのような状態かも含めて今後確認していきたい。

橋本徹委員

大野病院について、大熊町の住民から、なるべく早く現況を確認し再開の見通しをはっきり示してほしいとの声があるため、よろしく願う。

東京電力（株）からの大野病院の休止に係る損害賠償について、前年度はどのような状況だったのか。

病院経営課長

大野病院の損害賠償について、建物に関しては既に58億円程度、経営に関しては28億円程度受領している。さらに、現在追加で7,000万円程度賠償請求している状況であり、現在協議中である。

佐藤郁雄委員

未収金はなぜ発生しているのか。また、どのようなものが未収につながっているのか。

病院経営課長

各病院により状況は異なるが、南会津病院等では、経済的に困窮しており支払いを行っていない患者が複数の未納、未収金を発生させている。また、ふたば医療センター附属病院では救急が中心であり、地元住民のみならず県外から働きに来て長期滞在しない患者も受け入れているため、手持ちの現金がない、または時間外のため翌日以降に請求することになるなどの状況があることから、未収金が発生している。

佐藤郁雄委員

経済的に支払えない患者及び故意に支払わない患者はそれぞれどの程度の割合か。

病院経営課長

申し訳ないが、現時点では把握していない。

佐藤郁雄委員

未収金を回収する者の負担が大きいのと思うため、しっかり把握しなければならない。未収にならないよう何か対策しているか。

病院経営課長

未収金発生防止のための取組として、入院患者に誓約書を記載させ、必ず支払い確認後に退院させている。また、仮に支払いが困難である場合は、納入の誓約書を記載させている。外来では、未収金のある患者が来院した際は、その都度、督促を行っており、支払いが困難である場合は随時相談を受けている。さらに、支払いに関する確認書等を記載させており、なるべく未収金が発生しないように、発生しても早期に支払われるよう窓口等を含めて対応している。

佐藤郁雄委員

今の説明では、未収金が発生して当然と感じる。入院保証金をもらうなど、未収金防止のための対策を考える必要がある。本当に支払うことができないのか、故意に支払わないのかをしっかりと分析して調査すべきである。

収支の中の人件費率及び委託料の内訳を聞く。

病院経営課長

人件費の比率について、令和2年度は、医業収益に対する職員給与費は約150%であり、医業費用に占める給与費は約50%である。

宮本しづえ委員

医療分野では特に未収金が発生しやすいため、早期に発見し、対策を取るために医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置することが重要であると思うが、南会津病院及び矢吹病院に配置しているか。

病院経営者課長

現時点では常勤の職種としてMSWは配置していない。

宮本しづえ委員

今は分からないが、以前は大規模にもかかわらず福島県立医科大学にも配置されていなかった。病院の在り方として、県立病院にMSWが配置されていないことは適切ではないと思う。様々な事情を抱えた患者と社会資本の活用をつなげていくことがMSWの役割であるため、しっかり配置することで未収金問題の解決につなげてほしい。

病院局次長

矢吹病院には精神保健福祉士がケースワーカーとして複数在籍しており、医療費助成や生活保護を必要とする患者を支援している。また、南会津病院には正式な職員はいないが、会計年度任用職員の担当者が対応している。

鈴木優樹委員

調査資料7ページ、医業費用の比較（税抜）の経費9,695万円の増額理由を聞く。

病院経営課長

矢吹病院において、給食業務を委託したことにより増額した。

鈴木優樹委員

委託は、効率化の促進や費用を抑制するためのものであり、むしろ減額されると思うが、なぜ増額されているのか。

病院経営課長

これまで、矢吹病院において給食業務は委託ではなく直営で行っていたが、職員の高齢化等もあり、令和2年度より委託することとし、その結果、委託料が純増となった。

紺野長人委員

県立病院でも医師不足の影響が非常に大きく、財政的にも影響しているとの説明があったが、福島県立医科大学の寄附講座に対して県立病院が寄附行為を行うことは法律上可能か。

病院経営課長

病院局が寄附して寄附講座をつくることかと思うが、法律的には可能である。他県においてもそのような事例があったと記憶している。

紺野長人委員

法律上は可能であっても、県の機関が県の機関に寄附することは県民から見てもよいことではないと思うが、厚生連病院においては多額の寄附により医師を確保している。今後は、県立病院に福島県立医科大学の医師を派遣するメリットを見つける必要がある、そのためには県がしっかり施策を行うことが大事であるため、検討を要望する。

病院経営課長

寄附講座について、病院局の想定は福島県立医科大学ではない別の機関に寄附講座を設け、そこから医師を派遣してもらうことであり、現時点で県の機関が県の機関に寄附講座を設けることの検討はできていないため、訂正する。

江花圭司委員

矢吹病院の児童思春期外来において、主にどのような疾患を持つ患者を診療しているのか。

病院経営課長

現時点で、矢吹病院の児童思春期外来においては外来のみ受け付けているが、新たに病院が新設され、入院患者を受け入れる予定である。児童思春期外来には、地元の県南地域をはじめとし県中地域からの患者もおり、ADHDや自閉症などの疾患を持つ者が多い。

江花圭司委員

矢吹病院でも対応が難しい疾患を持つ患者については、福島県立医科大学等の医師に紹介することもあるか。

病院経営課長

児童思春期外来の診察を行う県内の医療機関は限られているため、矢吹病院からほかの病院に紹介することがあるかは現時点では把握していない。

江花圭司委員

最近、起立性調節障害等により入院する患者が増加しているが、頼れる病院が福島県立医科大学しかないとのことであるため、各地域で対応するよう願う。

(10月18日(月) 企業局)

椎根健雄委員

調査資料3ページの好間工業用水道について、昭和61年から給水していると記載があるが、開始時に締結した覚書の内容を大まかで構わないので聞く。いわき市に譲渡する場合の契約率の基準など、具体的な定めはあったのか。

工業用水道課長

当時の覚書は、契約率ではなく建設完了後にいわき市へ引き渡すとの内容であったが、当初の計画どおりに企業立地が進まなかったため現在まで至った。

水野透委員

2点聞くが、まず1点目、調査資料7ページの工業用水道事業損益計算書の収益欄における約1億800万円の補助金について、内容を聞く。

2点目、同計算書の当年度純利益は約1億6,100万円とある一方、収益欄の一般会計負担金も約1億6,100万円とある。一般会計から負担せずとも収支バランスは取れていると思うが、その場合でも一般会計から負担しなければならないのか。

企業総務課長

まず1点目の補助金約1億800万円については、令和元年台風第19号の被害に係る修繕等に対する国の補助金である。好間工業用水道の取水場におけるポンプ破損に係る改修が約1億500万円、そして相馬工業用水道の導水管に係る改修が約300万円の合計である。

次に2点目の一般会計負担金に係る繰入れの関係について、基本的に一般会計負担金は好間工業用水道分である。好間工業用水道分を除けば全体で黒字となるが、好間工業用水道は政策的な経緯によって何十年も前から一般会計負担金から赤字を補填し、何とか経営維持に努めている。未売水も抱えており一般会計負担金はどうしても多額になっていたが、新規契約者の獲得によって水が大分売れるようになり経営も好転してきたため、現在いわき市と譲渡について協議を行っているところである。

宮本しづえ委員

今の質疑に関連するが、工業用水道の場合は給水原価を割って供給していた経過がある。特に好間工業用水道はなかなか売水につながらなかったが、先ほど企業総務課長からは、新規契約者の獲得により売水につながったとの説明があった。好間工業用水道の場合、他の工業用水道と比較すると少々基本料金が高額だが、この料金単価で9割方売水となり、経営的にも十分黒字になる見通しが立ったとの理解でよいか。

工業用水道課長

今年12月より、給水能力1万tのうち98.8%を供給予定だが、その代わり水を送るための動力費が若干増額となる。これまで毎年度一般会計負担金から繰り入れていた約1億円は大幅に圧縮できるものの、約3,000万円は繰入金として引き続き負担を要する状態である。しかし、今後経営は安定していくと考えている。

宮本しづえ委員

98%の水が売れてもなお赤字が続き、動力費分は繰入金が必要との説明と思うが、企業会計なのだから全部まとめて原価をきちんと賄える料金を設定するのが基本ではないか。現在1m³当たり50円の基本料金で設定されているが、動力費を上乗せした場合の基本料金は幾らになるのか。

工業用水道課長

一般会計負担金から繰り入れない場合の基本料金だが、令和4年度からの5年間で試算すると約55～56円となる。ただし、現在いわき市と進めている譲渡協議の中で、今後の料金改定についても議論を行っている。

宮本しづえ委員

動力費分を上乗せすると現在よりも基本料金が上がるとの説明であったが、契約企業はあくまでも現行の基本料金50円

以上を支払う気はないため、いわき市との協議が必要であるとの理解でよいか。

工業用水道課長

他の工業用水道は今年度から基本料金を改定したが、好間工業用水道についてはいわき市と譲渡協議を行っている途中であるため、令和3年度から5年間の基本料金は据置きとしている。その後については、いわき市と一緒に料金の改定を検討していきたい。

宮本しづえ委員

当面は現行の基本料金から改定しないため、原価を賄えない分についてはいわき市に負担してもらおう方向で協議を進める、との意味か。

工業用水道課長

現在は県が経営した場合の収支見込みをいわき市に提出し、いわき市も市が経営した場合の収支見込みをシミュレーションしている状況であり、その結果を今後協議していく流れである。

宮本しづえ委員

発電施設と契約した結果売水に至ったはずだが、その施設は十分な水を購入し、それに見合った事業計画を整備するのではないか。企業局として原価を賄える料金単価を設定しなければ、いわき市としても簡単に譲渡を受け入れるのは困難だと思う。同市にあまり負担をかけず、きちんと契約者に一定の料金を負担してもらうべきである。1 m³当たり約55～56円だとしても生活用水の4分の1程度であり、十分安価な料金で設定されている。今後は、原価を十分賄える料金単価を設定するよう述べておく。

次に、地域開発事業関係について聞く。調査資料11ページの支出欄に、雑支出としていわき四倉中核工業団地第2期区域に係る一般会計繰入金金の清算とあるが、詳細を聞く。

企業総務課長

委員指摘の雑支出約9億800万円について、政策的な部分もあり第1期区域に係る収入分を一般会計として第2期区域の工事費用に充当するため、平成29年度及び30年度に一般会計から合計約12億円の繰出金があった。しかし、分譲業務の移管に伴う清算過程でこれまでの事業費や収入等を相殺したところ、造成工事費が減少したことから、一般会計に戻せることになった。

宮本しづえ委員

理由は説明のとおりだと思うが、そうであれば見積りがあまりにも違い過ぎたのではないか。約12億円を繰り入れたが実際の経費は約3億円、よって約9億円戻すとのことだが、こんなにも大きな差が発生したのは何故か。造成工事費が少なかったとの説明があったが、当該区画はオーダーメイド型ではないはずである。主な理由を聞く。

企業総務課長

委員指摘のとおり、差があるのは承知している。基本的に造成工事費以外にも営業活動費や企業債など全体の事業費にある収支の各費目を精算した結果、繰入金を戻すこととなった。細かい分析については、申し訳ないが行っていない。

宮本しづえ委員

3億円で済んだとのことだが、つまり昨年度は一般会計からも繰り入れながら造成工事を行ったものの、実際には売買契約まで至らなかったわけである。いわき四倉中核工業団地第2期区域で分譲中の区画約10万m²は小さくないと感じるため、造成した以上は企業誘致に努めてほしい。

面積的には白河市の複合施設用地のほうが大きく、いわき四倉中核工業団地第2期区域はその5分の1程度である。白河市の工業用地と記載あるが、詳細を説明願う。

企業総務課長

第2期区域について、昨年度はたまたま分譲実績がなかったが、既に5区画のうち3区画は契約済みであり、雇用も含め相当の成果が上がっている。委員指摘のとおり、現在2区画の約10haが分譲中であるが、これまでのやり取りや情報等

を引き継いでいる。

また、委員が述べた白河市の工業団地は工業の森・新白河A工区だと思うが、当該団地はオーダーメイド型の分譲であり、造成はまだ行っていない。いわき四倉中核工業団地第2期区域との違いは、造成を行っておらずオーダーメイド型で分譲する工区か、既に造成が完了して分譲する工区かである。

紺野長人委員

宮本委員の質疑にも関係するが、公営企業決算審査意見書45ページの右下にある、商工労働部に移管された事業資産の表について聞く。田村西部工業団地といわき四倉中核工業団地の帳簿価格は1㎡当たり1万円程度だが、これは区画整備されているためと理解してよいか。また、白河複合型拠点の帳簿価格は1㎡当たり500円と、前述の2団地と比較すると価格差が大きい。その理由は先ほど企業総務課長が説明していたオーダーメイド型であるためか。また、この移管した3団地は実勢価格ではなく帳簿価格で取り扱うのか。大まかで構わないので説明願う。

企業総務課長

田村西部工業団地、白河複合型拠点及び四倉中核工業団地第2期区域の商工労働部への移管は基本的に有償であるが、これまで一般会計側の財産管理課と何度も調整を行っている。移管した事業資産の帳簿価額は不動産鑑定評価額を用いているが、地域開発事業の貸借対照表における帳簿価額も不動産鑑定評価額と同額である。平成26年に一旦鑑定評価をかけて評価損を出し、新たな評価額を貸借対照表に反映した経緯があるが、その際の帳簿価額、いわゆる不動産評価額で移管した。確かに1㎡当たりの価格差はあるが、平成26年の不動産鑑定評価による帳簿価格に基づいて移管している。

(10月18日(月) 土木部)

大橋沙織委員

4つの処理区について、各対象市町の加入率及び都市計画区域外の加入戸数が分かれば聞く。

下水道課長

加入率などについては現在手元に資料がないため、後ほど回答したい。

長尾トモ子委員長

後ほど資料として提出願う。いつまで提出できるか。

下水道課長

今日中は難しいので、明日まで時間をもらいたい。

長尾トモ子委員長

明日までに準備願う。

大橋沙織委員

処理区ごとの負担金で格差があると思うが、負担を抑える努力はどのように行っているか。

下水道課長

施設を整備し順次供用を開始しているが、施設の老朽化が目立つことから、処理区ごとに今後の施設の復旧・更新などを含めストックマネジメント計画を策定して、その計画に基づき施設の改築更新などを行っている。負担を平準化することにより、コストの縮減に努めている。

大橋沙織委員

先ほどの負担の関係について、当然老朽化に伴って更新は必要なものだと思うが、結局は住民の負担になるため、負担を抑える努力は引き続き必要だと思う。

それからもう1点、各市町の下水道料金が分かる資料も併せて提出してもらいたい。

長尾トモ子委員長

資料提出は可能か。

下水道課長

提出可能だが、提出の要否は委員長に判断願う。

長尾トモ子委員長

明日、先ほどの資料と一緒に提出願う。

宮本しづえ委員

監査委員から会計処理に一部不適切なところがあるとの指摘を受けて、改善し修正もしたと報告があった。下水道について、今までは特別会計で処理していたが企業会計に移行し複式簿記になったことで会計処理が難しくなり、普通会計の処理とは方法が全く異なるため、私から言わせると手間がかかって仕方ない。そのため、精通した人が携わらないと誤りが発生するのは避けられないと思っていた。

担当者が会計処理方法などの研修を積んだ上で企業会計に移行しないと、このようなことが起きる。日常的に同じようなことが起きない保証はないと考えているが、事前に十分な研修が行われていたのか。

下水道課長

企業会計への移行については、突然移行したわけではなく十分な準備期間があった。ただ、本庁だけでなく出先機関も含めた研修、会計マニュアル、組織的なチェック体制が十分ではなかった部分があったため、今後はそれらを反省してこのような不適切な処理をしないよう対応していきたい。

宮本しづえ委員

研修したとのことだが、流域下水道を企業会計にする必要があったのか疑問を持っている。企業会計に移行したことで、何か新たに増えてきた点や改善すべき点があれば聞く。

下水道課長

特別会計では現金の流れしか追っていなかったが、企業会計を適用することにより資産、負債など今まで見えてこなかった収入支出の流れが新たに分かるようになった。今回不適切な会計処理があったが、経営状況を一般的な形で明らかにすることによりサービスを持続的に実施していけると感じている。

宮本しづえ委員

流域下水道事業の一番の目的は、環境を維持することだと思う。企業会計になると利益を追求してしまうが、それよりも環境保全のために適切な事業執行を求めたい。

また、昨年度は前年度比で職員が増えている。昨年度発生した大きな災害の復旧のために人的体制も必要であったと思うが、職員数が増えた理由を聞く。

下水道課長

昨年度は事務職員が7名増えているが、その内訳は会計年度任用職員が4名、それ以外は県北浄化センターの被災を受けた他県からの応援職員3名である。

宮本しづえ委員

この7名の増員は恒常的に必要ではなく、一時的な増員ということか。

下水道課長

県北浄化センターの他県からの応援については、災害復旧が終了すれば引き上げることになると思われる。

宮本しづえ委員

先ほど大橋委員も述べていたが、この4つの処理区の下水処理の単価があまりにも異なる。特に田村処理区と二本松処理区が一番高く190円程度であり、これだけ高い単価になれば住民の下水道料金に反映されることになり、加入率を増やしたいが増やしていく状況に陥ると思う。経費がかかるのはやむを得ないとしても、市町村の負担金の単価を考えないと加入率は伸びないのではないか。施設の利用率を上げなければ経営全体がうまく回っていかないと検討すべきと思うが、

どうか。

下水道課長

各処理区の負担金の単価だが、処理区ごとで処理水量や整備している管渠の延長など条件が異なる。今後も持続的に下水道事業を続けていくためには、できるだけ維持管理にかかるコストを縮減することが大切だと感じており、企業会計などを活用してコスト縮減に努めていきたい。

(10月18日(月) 普通会計総括審査)

宮本しづえ委員

監査方法に若干の変更があるのかと思いつつ今の説明を聞いた。地方自治法の改正により導入された内部統制制度に基づいて業務の執行体制を確認していくとのことだが、まず内部統制制度について詳しく聞く。

代表監査委員

内部統制制度は、改正地方自治法の施行により令和2年4月に導入された。この制度は先ほど説明したとおり、まず1点目として、財務事務の間違いや問題が起こりにくい仕組みを整えるために、収入や支出などの財務事務に関する全ての分野に係るチェックリストにより、管理職員や監督職員、一般担当職員それぞれが事務に潜むリスクをチェックしていく。2点目は、間違いが起こった場合はすぐにリカバリーできる体制の整備であるが、それには風通しのよい職場環境が非常に重要である。間違いが新聞等に掲載されてしまうケースには、起きてしまった間違いをなかなか言い出しにくい職場環境があると認識している。様々な監査を実施していく中でそのように感じたため、その点をしっかり行っていく。そして3点目は、事務事業を効率的に進めていくことである。

大まかに述べると内部統制制度はこのような内容であり、それを一つ一つ浸透させていく。内部統制制度は自治事務であり、国からマニュアルのようなものは示されているが、各自治体でつくり上げていく制度と我々は認識している。昨年度、新任管理職向けの業務マニュアル作成を総務部に提案したところ、今年3月31日にはすでに作成されていた。このような事例を積み上げ、ミスが起こりにくい仕組みづくりやミスが起きても軽く済む仕組みづくりを提案している。

宮本しづえ委員

内部統制制度という言葉なので、上から管理体制を強めるとのニュアンスにも感じ取られやすい。先ほど代表監査委員も触れていたが、人間は間違いを避けられないため、その間違いが起こったときに正直に申告して早く是正できる職場体制の整備が最重要と思った。そのためには、現在の職員体制がこのままでよいのかが気になる。特に昨年度は、コロナ禍の中で大変な対応が求められた。監査委員の意見書にも「職員の心身の疲労が蓄積しており、職員のメンタルヘルスに留意していくことが必要」と記載されているが、これは非常に重要な点である。

本県に限らず日本の公務員体制はそれほど余裕がないが、その中で様々な業務をこなさなければならない。もう少し余裕を持って住民に接することができる職員体制の構築が、一番重要ではないか。新型コロナウイルス感染症には保健福祉部の地域医療課を中心として対応に当たってきたが、この体制で本当に大丈夫だったのか大変気になっている。保健所及び新型コロナウイルス感染症対策本部における1か月当たりの超過勤務の最大時間数について、各組織の上位5人分に係る資料を保健福祉総務課から提出してもらったところ、最大で1か月当たり180時間超の職員がいた。これは過労死ラインと言われる80時間の2倍以上である。180時間超の職員は1人だったようだが、100時間超の職員も相当いる実態も分かった。そのため、この体制で新型コロナウイルス感染症対応が十分できたのかという不安がある。

コロナ禍も経て現在の職員体制でよいかどうか、やはり真剣に検討すべきではないか。その観点でも監査委員がさらに意見を出す必要があると思った。監査委員の意見書にも、新型コロナウイルス感染症の終息とさらなる新型感染症への対応力強化と記載されているが、新型コロナウイルス感染症がこれで終息したとの認識は違うのではないか。第5波は落ち着いたが、第6波がどうなるかは誰も分からず、専門家も第6波は必ず来るだろうと述べている。そのためには、早急な

体制整備が求められているとの認識の下で体制整備を進めていく必要があると思う。この点における監査委員の認識及び当局の対応についてどのような考えなのか聞く。

代表監査委員

様々な行政需要もある中、新型コロナウイルス感染症はまだ終息していないが、また新たな感染症も蔓延するかもしれないという点をしっかり踏まえるべきとの趣旨の記載であることを理解願う。

また、現在の職員体制については総務部長が主体となって検討していくであろうと思っている。200以上の所属に監査で出向くが、メンタル面で厳しい職員や戦線離脱気味な職員がいる実情は十分聞いている。

そこはしっかり踏まえつつ、我々も最たる問題意識は、意見書10ページに記載のとおり福島の復興再生と地方創生を新しい段階に移行させていく必要性である。具体的に述べると、GDPを震災前の平成22年度と震災以降12兆円を投入している直近の30年度とで比較すると、全国で8.2%増、本県で7.9%増で全国平均とほぼ遜色ないものの、それが産業力につながっているかどうか。以前地方紙では製造品出荷額が震災前以前の水準を超えたと報道されたが、22年度と30年度を比較すると震災前から約3%増えている一方で、全国平均は約15%増となっている。

また、農業生産額について、本県は避難地域における営農が十分に再開していないこともあり約10%下落しているが、全国的には約10%上昇している。つまり、令和元年度決算までに投入した約12兆円が産業力につながっていない現状があるため、しっかり対応していかなければならないとの点が、我々にとって最重要の問題意識である。簡単に述べると、本県が地べたを這いつくばっている間に他県は違う景色を見ている状況であるため、非常に厳しい状況だがしっかり福島の復興再生と地方創生を次の段階に移行させなければならない、具体的な成果を上げていかなければならない。職員体制についてはなかなか難しい部分ではあるが、非常に重要であり我々も問題意識として持っている。

長尾トモ子委員長

質疑の範囲内で答弁願う。

宮本しづえ委員

広範囲にわたる答弁であったが、原発事故後の復興に懸命に努力している県民をどのように支援していくのか。それにふさわしい職員体制をどのように整備していくか、今の答弁には思いがあったと推察するが、監査で求めている成果の見える化や分かりやすい数値化等を具体的にどのような内容で示すのか。ただ数値を追うのでは大きな誤りを犯すことにもなりかねないため、どのように見える化を求めていくかは慎重に考えなければならない課題だと思う。新しい総合計画においても見える化という言葉がよく使用されているが、例えば再生可能エネルギーの導入量を2040年頃までに100%、また2030年までに70%を目標としているものの、今では数値目標を追いかけるばかりで、実際は大規模な森林破壊や開発が行われて自然災害につながりかねない状況でもある。数値目標だけを追ってしまうと大変な問題を起こしかねないため、この点については慎重な対応を求めるべきだと思うが、どうか。

長尾トモ子委員長

意見として聞く。

紺野長人委員

監査委員の意見書46ページの公債費について、元金約1,071億円に対し、利子が約40億円と記載ある。私の勘違いかもしれないため確認するが、県は年利4%の利子を支払っているとの認識でよいか。

財政課長

償還年限は5年と10年の2種類あり年限で利子も異なっているが、5年は0.1%程度である。10年は5年よりも利子は高いが、市中金利であるため4%ではない。